

大阪市公告第21号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年5月8日

大阪市長 横山 英幸

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル 0's（オズ）棟 南館4階

大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）

電話06-6615-3719 FAX 06-6614-0150

2 入札に付すべき事項

売払物品	総重量（段ボール（※）箱数）
廃棄文書	9,160kg（458箱）

※外寸470×320×300mm程度

廃棄文書（紙文書、文庫本、本・雑誌等図書類、古新聞、段ボール、厚表紙、感熱紙、感圧紙等）には、ファイル類（パイプファイル、バインダー等）、クリップ、紐等を含む。

総重量はあくまでも予定量であり、本市の都合により増減する。

3 引取期限

令和7年6月30日（月）

4 引取場所及び住所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル 0's（オズ）棟 南館4階外5箇所

詳細は別表 引取場所一覧のとおり。

5 入札参加資格

次の(1)及び(2)を満たしていること

(1) 令和7・8・9年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに下段の「参加申請に要する書類」を提出し、本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、本入札参加申込受付期限までに、承認証の交付を受けていない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 令和7・8・9年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム (<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→物品売払入札参加申請書（令和7・8・9年度申請書）の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあつては、履歴事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書の原本、個人にあつては、市区町村長発行の印鑑登録証明書の原本

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 廃棄物再生事業者登録を受けていること（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）

6 入札参加申込の受付

受付期間 本公告の日から令和7年6月4日（水）までの本市の休日を除く午前

9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

受付場所 「1 契約担当」と同じ。

7 入札参加資格の審査等

上記6の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査においては、上記5(1)及び(2)にかかる下記書類を確認するので持参すること。持参しない場合は入札に参加することができない。

- ・物品売払入札参加承認証（写し可）
- ・廃棄物再生事業者登録証明書（写し可）

8 仕様書等の交付方法

本公告の日から令和7年6月4日（水）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）上記「1 契約担当」において無償で交付する。

なお、経済戦略局ホームページからダウンロードも可。

9 契約条項を示す場所

経済戦略局ホームページ上及び「1 契約担当」と同じ。

10 質問の受付・締切・回答

(1) 受付期限

本公告の日から令和7年6月4日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

仕様書等に関して質問がある場合は、上記受付期限までに口頭又は書面により
「1 契約担当」まで質問を行うこと

書面による場合は、持参、郵送又は FAX による提出を可とするが、FAX の場合は、送付後に電話確認を行うこと

(3) 回答

質問に関する回答は、当該質問者に直接口頭又は書面において回答するものとする。

11 入札執行場所

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

ATCビル 0's（オズ）棟 南館 4 階 経済戦略局第 1 会議室

12 入札執行日時

令和 7 年 6 月 6 日（金） 午前 10 時 30 分

13 入札の方法

(1) 物品買受申込書には、1 キログラムあたりの単価（引取にかかる消費税及び
地方消費税分を含む。）を申込金額として記載すること

(2) 再度入札は 1 回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記
名押印し速やかに投函すること

14 入札保証金

免除

15 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
- (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

16 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (3) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

（注）開札後落札決定までに、物品買受候補者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

17 落札者の決定

- (1) 予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合、入札書に使用した印鑑が必要となる。入札した者のうちくじを引かない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。

18 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上を納付すること

- ※ 落札者は本市から交付する納付書を用い、入札日の翌開庁日午後 5 時までに
契約保証金を納付したことを証する書類を持参すること
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

19 その他

- (1) 上記 18 の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第 32 条第 3 項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行うことがある。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条第 1 項第 10 号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(経済戦略局企画総務部総務課)

引取場所一覧

担当部門	住所
企画総務部総務課	大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル 0's（オズ）棟南館 4 階
文化部文化課	大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 8 階
スポーツ部スポーツ課	大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 9 階
観光部観光課	大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12 階
産業振興部企業支援課	大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 2 階、12 階
産業振興部計量検査所	大阪市港区田中 3-1-126 計量検査所